

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	是川地区 (田中、風張、志民、妻ノ神、岩ノ沢、水野、西山、母袋子、差波、鴨平、番屋、天狗沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、中心となる担い手が引き受ける意向のある耕地面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕地面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。中山間地域等直接支払交付金を最も多く活用している地区で、保全・管理に対する意識が高い。しかしながら、継続的な農地の利用を維持していくためには新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【地域の基礎的データ】  
農家数:144戸(うち販売農家数61戸、自給的農家数83戸)  
農業従事者数:163人(うち50歳代以下39人)  
団体経営体(法人・集落営農組織等):なし  
主な作物:水稲、ねぎ、ながいも

### (2) 地域における農業の将来の在り方

単一の農業経営ではなく、水稲、ねぎ、ながいも等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。優良農地の共有地があり希望する担い手に貸借しているため、引き続き入作者の受入れを促進することにより対応していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
是川地区の農地利用は、中心となる担い手の認定農業者、認定新規就農者、営農法人等計16経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。 また、農地中間管理機構を活用して認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手の経営意向を斟酌しつつ徐々に集約化を進める。また、市農業委員会に比較的大規模な貸借希望があった場合は農地中間管理機構担当部署へ誘導してもらうなど連携し、積極的な活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在具体的な基盤整備事業の話はないが、希望がある場合は機会を設けて制度説明を実施する。 貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、新規貸借や契約更新の際は近隣地の耕作状況等現状を聞き取り、保安全管理されている場合は貸借を勧奨するなどし、機会毎に声掛けを行い徐々に団地化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ねぎとながいもの主要な産地で、地域で保全・管理されている農地があり、希望者には貸借していることから、地域特性を活かした情報発信を行っていく。(例えば地域広報誌の発行など)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ連絡後、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。
- ⑦8地区で中山間地域等直接支払交付金、4地区で多面的機能活用支払交付金を活用して保全・管理をしている。
- ⑧水利施設を管理していた改良区が解散決議をしたことから、今後の管理方法が課題となる。